

平成24年第 2 回定例会

(第 4 日)

平成24年 6 月15日

平成24年第2回平川市議会定例会議事日程(第4号)平成24年6月15日(金)

午前10時開議

- 第1 議案第57号 平川市過疎地域自立促進計画の変更について
議案第58号 財産の取得について
議案第59号 平成24年度平川市一般会計補正予算案(第2号)
- 第2 議案第54号 住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案
議案第55号 平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案
議案第56号 平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案
請願第2号 「こころの健康基本法」(仮称)の制定を求める意見書提出に関する請願書
- 第3 議案第60号 財産の取得について
- 第4 議員派遣第1号 議員の派遣について
- 第4-1 議員提出議案第1号 こころの健康基本法の制定を求める意見書(案)の提出について
- 第5 閉会中における議会運営委員会の継続調査について
閉会中における常任委員会の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	石田隆芳	8	工藤竹雄	15	古川昭二
2	鳴海伸仁	9	對馬實	16	成田敏昭
3	今俊一	10	齋藤政子	17	佐藤雄
4	大澤敏彦	11	小笠原勝則	18	福士恵美子
5	山田尚人	12	齋藤剛	19	古川敏夫
6	小野長道	13	齋藤律子	20	小田桐信勝
7	佐々木利正	14	田中友彦	-	-

欠席議員（0名）

なし

地方自治法第121条による出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	大川喜代治	会計管理者	菊池孝夫
副市長	佐藤一行	農業委員会事務局長	樋口正博
総務部長	古川鉄美	選挙管理委員会事務局長	白戸照夫
企画財政部長	木村雅彦	平川診療所事務長	内山勝徳
市民生活部長	一戸清志	監査委員事務局長	相馬正治
経済部長	奈良進	消防長	駒井祐正
建設部長	中田博光	教育委員会委員長	内山浩子
水道部長	櫻庭正紀	教育長	佐藤満廣
尾上総合支所長	葛西光雄	農業委員会会長職務代理	齊藤公郎
碓ヶ関総合支所長	花岡敏則	選挙管理委員会委員長職務代理	佐藤正道
教育委員会事務局長	芳賀秀寿	代表監査委員	古川敏明

出席事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	小野勝一郎	主査	古川聡子
議事係長	浅原勉	-	-

午前10時00分 開議

議長
(田中友彦議員)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、始めに総務企画常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

総務企画常任委員会に付託した、議案第57号から議案第59号の合計3件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。
総務企画常任委員会委員長、登壇願います。

(総務企画常任委員会委員長登壇)

総務企画常任委員会委員長(齋藤政子議員)

おはようございます。

総務企画常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、去る6月7日の本会議において付託された議案審査のため、6月11日、第1委員会室において開催され、出席委員は7名でございました。

議案説明のため、市長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記に小田切将人を採用しました。

当委員会に付託された議案は、計画の変更1件、財産の取得1件、補正予算案1件、計3件でございました。

なお、各議案とも提案理由については、説明を省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第57号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたしました。

これに対し委員より、過疎地域自立促進計画の対象に平賀東部地区は含まれないのか質問があり、企画財政部長より、平賀東部地区は辺地であり、過疎地域の碇ヶ関地域のみが対象であるという旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第58号財産の取得についてを議題といたしました。

これに対し委員より、落札業者の実績について質問があり、総務部長より、指名業者の選定には実績を十分に加味しており問題ない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第59号平成24年度平川市一般会計補正予算案(第2号)を

議題といたしました。

これに対し委員より、リフォーム促進事業の事業内容について質問があり、都市計画課長より、今年度の申込状況を踏まえて、来年度事業内容を検討する旨の答弁がありました。

また、ふるさとセンターを管理委託しているおのえ企画の経営状況について質問があり、商工観光課長より黒字である旨の答弁がありました。

さらに、雪害で倒壊したハウスの補助について質問があり、農林課長より、現状より太い骨材を使用しても補助対象となる旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

以上が総務企画常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成24年6月15日、総務企画常任委員会委員長、齋藤政子。

(総務企画常任委員会委員長降壇)

議長

総務企画常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第57号平川市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第57号平川市過疎地域自立促進計画の変更について採決します。委員長報告は原案可決です。

議長

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第57号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第58号財産の取得についてを議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

議長

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終わります。

議案第58号財産の取得について採決します。

委員長報告は原案可決です。

議長

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第58号は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号平成24年度平川市一般会計補正予算案（第2号）を議題とします。

委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

討論を終わります。

議案第59号平成24年度平川市一般会計補正予算案（第2号）について採決します。

委員長報告は原案可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第59号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、教育民生常任委員会に付託した議案についてを議題とします。

教育民生常任委員会に付託した議案第54号から議案第56号、請願第2号の合計4件を一括議題とし、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇願います。

（教育民生常任委員会委員長登壇）

教育民生常任委員会委員長(福土恵美子議員)

教育民生常任委員会における審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

議案説明のため、教育長及び関係部長等の出席を求め、会議の書記には高阪 仁を採用しました。

当委員会に付託された議案は条例改正案3件、請願1件、計4件でございました。

なお、各議案とも提案理由については、説明を省略いたしました。

以下、その審査の内容について御報告申し上げます。

まず、議案第54号住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、住民基本台帳法のどのような改正により条例改正となるのか質問があり、市民生活部長より、外国人も日本人と同様、住民票に記載されるという改正である旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可

決されました。

次に、議案第55号平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、給付対象者の所得限度額の算定方法を改めたことによる平川市への影響について質問があり、市民生活部長より、税制改正により扶養控除の見直しが行われ、従来条例のままであれば、新たに所得制限の対象が増えるところを、従来所得制限と同等にするための条例改正であり、改正後の影響がない旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、議案第56号平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題といたしました。

これに対し委員より、税制改正に伴う、ひとり親の所得に関連する条例改正かどうかについて質問があり、市民生活部長より税制改正を受けて児童扶養手当法施行令が一部改正され、条例改正をしなければ、所得制限の対象者が拡大されるため、従来所得制限と同等にするための改正である旨の答弁がありました。

また、ひとり親家庭の対象者数の今後の見込みについての質問があり、市民生活部長より、今後も徐々に増えていく傾向にある旨の答弁がありました。

おおむね、以上の質疑応答を経て、当案件は全会一致で原案どおり可決されました。

次に、請願第2号「こころの健康基本法」(仮称)の制定を求める意見書提出に関する請願書を議題といたしました。

特に異議もなく、当案件は全会一致で本案を採択することに決定されました。

以上が教育民生常任委員会に付託になりました案件の審査の経過と結果であります。

平成24年6月15日、教育民生常任委員会委員長、福土恵美子。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

議長

教育民生常任委員会委員長の報告は終わりました。

議案第54号住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案を議題とします。

会議規則第41条の規定により、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

討論を終わります。

議案第54号住民基本台帳法の一部改正等に伴う関係条例の整理に関する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第55号平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 討論を終わります。
議案第55号平川市乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第55号は、委員長報告のとおり可決されました。
議案第56号平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 討論を終わります。
議案第56号平川市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例案について採決します。
委員長報告は原案可決です。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第56号は、委員長報告のとおり可決されました。
請願第2号「こころの健康基本法」（仮称）の制定を求める意見書提出に関する請願書を議題とします。
委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑ありませんか。

議長 (「なし」と呼ぶ者あり)
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終わります。
請願第2号「こころの健康基本法」(仮称)の制定を求める意見書提出
に関する請願書について採決します。
委員長報告は採択すべきものです。
本案を、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、請願第2号は、委員長報告のとおり採択と決定されました。
日程第3、追加提出された議案第60号を議題とします。
お諮りします。
議案第60号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会
付託を省略し、直ちに審議したいと思います。
これに御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第60号は、委員会付託を省略し直ちに審議することに決
定しました。
議案第60号財産の取得についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
市長、登壇。
(市長登壇)

市長 (大川喜代治) おはようございます。
本定例会の初日に提案いたしました6議案につきましては、先ほどま
で慎重な御審議をいただいたところでございます。議員の皆様方には厚
くお礼を申し上げます。
さて、本日、議案第60号財産の取得についてを追加して提案させてい
ただきました。
提案理由について御説明いたします。まず、取得する財産の内容につ
きましては、除雪グレーダー1台でありまして、契約の相手方は、弘前
市のコマツ建機販売株式会社東北カンパニー弘前支店、取得価格は、1,853
万2,500円でございます。今回追加した理由につきましては、除雪グレー
ダーの購入に当たり、国庫補助金を活用いたしますが、先般、国から補
助金交付決定の通知がありました。発注にあたりましては、除雪機械で
あることから納入期限を平成25年2月15日を予定しておりますが、受注
製造であるため、8カ月程度の期間を要することから、去る6月12日に
指名競争入札を行ったところでございます。

以上の事情から、平川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、追加提案させていただくものでございます。

どうか慎重審議くださり、満場の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

(市長降壇)

議長

これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。

4番、大澤敏彦議員。

4番
(大澤敏彦議員)

除雪車購入に関連して、ちょっとお尋ねしたいと思います。皆さん御承知のとおり今年の豪雪では、大変な農業の被害があったわけですが、市としてもいち早い農道の除雪対策や、融雪剤などの市単独の雪害対策の事業を実施していただいたり、また、県や農林水産省への要望活動を通じて、パイプハウスについても国と連携して対策を講じてくれたことに心から感謝をしております。

それで最近聞きましたが、りんご協会関係者の話によりますと、果樹に対する国の支援事業が最近決まったという話を聞きましたが、その内容と今後の予定について、決まってる範囲でお知らせ願えればと思っております。よろしくお願いいたします。

議長

関連質問とは思いますが、答弁願います。

経済部長。

経済部長
(奈良 進)

除雪車の関連ですが、豪雪に伴う除雪車購入と農業被害が非常にあった前年の冬でした。実は5月23日の朝刊だったと思いますが、衆議院の予算委員会だと思います。木村太郎議員の質問に答える形で、農林水産省から今月の上旬ですね、果樹経営支援対策事業を拡大して、豪雪のリンゴ樹の被害対策にあてる事業を実施しますよという通知がありました。これは大澤議員御承知のとおりですね、2畝以上の広い土地の木を全部切ってしまうと改植という事業に使えるものでありまして、品種を更新する場合にはいいんですが、残念ながら今回被害にあった農家の皆さんは、木が1本、2本欠けるというふうな補植がほしいのでありまして、その補植も事業の内容に加えてほしい旨の要望を関係機関に私たちいたしました。その結果、2日3日前ですが、それは当初の事業でないんだからだめというふうなことの結論をもらいました。

この果樹経営支援対策事業でそれが認められないのであれば、農家の皆さんにどういうふうな形でやろうかというふうな形で市長に相談申し上げましたところ、補植の市単独事業を考えようよということになりまして、県と農協との合同調査の被害の被害率を換算した本数の苗木の購入。それから、枝や太い幹が大分折れていましたので、その折れた傷口に塗布剤を塗る、その塗布剤の購入の費用。この二つの購入費用の3分の1を補助する内容で、今のところ考えてありまして、それが農家の皆さんからどれくらいの要望があるものか、それを調査しなければいけな

いと。

先に申しました国の事業、これ8月の中旬が締切りなんですよ。それから逆算して、現地調査をするなり、事業の要望をとるなりすれば、今月の広報で広報活動しなければ間に合わないというふうなことになるので、この国の事業の広報にあわせて、市の単独事業の苗の補植の調査も一緒にやると。という方向で今のところ考えている次第です。

大体、国は2畝以上の全面改植。市は補植ということでのすみ分けて、事業をもっていこうかなと考えておりました。以上です。

議長
13番
(齋藤律子議員)
議長
総務部長
(古川鉄美)

13番、齋藤律子議員。

指名競争入札の方法をとったわけですが、入札参加者が2社だったということは、どういう理由によるものでしょうか。

総務部長。

この除雪グレーダーについては、製造している業者が限られておまして、コマツと三菱重工の2社しかございませんで、それらの取扱店ということで2社だけの指名になりました。以上です。

議長
12番
(齋藤 剛議員)

12番、齋藤 剛議員。

はい、12番、齋藤 剛です。

私、先ほど市長の提案理由、聞き間違っただがもわがねんだけど、2月25日の納期って聞いたんだけど、2月の25日よりも……、たしかに8カ月前に注文さねばまねとかって、なんでこれ今、追加提案さかぎで、もっと早くやってもいいのになあっても思ってもみだり、なんかもうちょっとその辺、なしに2月25日でねばまねんだがさ、納期12月ごろだば雪降ってる最中で使えるだろうし、2月ごろだば仕上げにちょっと使えばいいんでいいんだけど、なんで2月25日なのか、なんで今、追加提案じゃなくて、もっと早くかけられないのか。もう一度だけ説明お願いいたします。

議長
総務部長
(古川鉄美)

総務部長。

今回の追加提案ということで、第1点目は国からの交付決定が最近になってきたということと、それからもう一つは納期がですね大きな機械ということで、受注発注になっているわけで8カ月を要するということで、9月では冬までにできてこない、間に合わないということとして。それからもう一つは入札までのいろいろな手続きがありまして、急遽、追加提案ということで提案させていただきました。よろしく願いいたします。

議長

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

討論を終わります。

議長

議案第60号財産の取得について採決します。
本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議員の派遣の件を議題とします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第159条の規定により、先般配布いたしました、議員派遣第1号のとおり議員派遣の申し出があります。
お諮りします。

議員派遣第1号のとおり、議員を派遣することに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしと認めます。

よって、議員派遣第1号については、議員を派遣することに決定いたしました。

ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしと認めます。

よって、ただいま可決されました議員派遣について、変更の申し出が出された場合は、その取り扱いを議長に一任することに決定しました。
議案配布のため、暫時休憩します。

午前10時29分 休憩

午前10時31分 開議

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま配布しましたとおり、教育民生常任委員会委員長より、議員提出議案1件が提出されました。

お諮りします。

議員提出議案第1号こころの健康基本法の制定を求める意見書（案）の提出について、この1件を会議規則第21条の規定により、日程第4の次に日程第4の1として追加し、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長

異議なしと認めます。

議員提出議案第1号を、日程第4の次に日程第4の1として追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程第4の1、こころの健康基本法の制定を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

議員提出議案第1号については、委員会提出の議案でありますので、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに審議いたします。

この件につきましては、先ほど請願第2号が、教育民生常任委員会委員長報告のとおり、本会議において採択された案件に関するものです。提案者の提案理由を求めます。

教育民生常任委員会委員長、登壇。

(教育民生常任委員会委員長登壇)

教育民生常任委員会委員長(福士恵美子議員)

議員提出議案第1号「こころの健康基本法」の制定を求める意見書(案)の提出について、その提案理由を説明申し上げます。

心身の健康は、一人一人の国民の基本的な権利であり、社会の活力と発展の基盤をなすものです。しかし、現在国民のこころの健康は深刻な状況にあり、自殺者は14年連続で3万人を超えており、自殺の多くの背景には精神疾患があります。平成17年の精神科受診者は300万人を超えており、国民40人に1人の割合です。精神疾患の症状による社会生活の困難さは外からは見えにくく、なかなか理解されません。

日本における精神保健・医療・福祉のサービスの現状は、こうしたこころの健康についての国民ニーズに応えられるものではありません。こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展の活力ある社会を実現するためには、こころの健康を国の重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要であり、その重要性にふさわしくすべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な政策を保障する「こころの健康基本法」の制定を強く求めるため、意見書を提案するものであります。

意見書の案につきましては、請願書に添付されたものを参考にしておりますので、この場での朗読は省略しますが、何とぞ、主旨を御理解いただき可決くださいますよう、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

(教育民生常任委員会委員長降壇)

議長

これより質疑を行います。御質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

討論を終わります。

議員提出議案第1号こころの健康基本法の制定を求める意見書(案)の提出について採決します。

本案を、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま意見書(案)が可決されましたが、会議規則第43条の規定により、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

日程第5、閉会中における議会運営委員会の継続調査について、閉会中における各常任委員会の継続調査についてを議題とします。

始めに議会運営委員長より、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についての継続調査の申し出がありました。また、各常任委員長より、各委員会の所管事務調査についてを閉会中における継続調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長及び各常任委員長の申し出のとおり、閉会中における継続調査に付することに決定いたしました。

なお、各常任委員会においては、調査期日、調査の内容、その他細部について、各常任委員会で協議の上、実施していただきたいと思います。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

よって、会議を閉じます。

これをもって、平成24年第2回平川市議会定例会を閉会します。

午前10時39分 閉議及び閉会